

令和8年7月27日 時津町農業委員会総会

1. 日 時 令和8年7月27日（月曜日）9時30分～11時00分

2. 場 所 時津町役場第二庁舎4階大会議室

3. 参加者

○農業委員（11名）

1 番 山口 正利

2 番 田崎 芳則

3 番 坂本 敬治

4 番 山上 俊市

5 番 橋口 幸代

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信

9 番 水口 直喜

10 番 崎山 梓織

11 番 池崎 久和

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 渡辺 洋一

○事務局（2名） 成富 義徳 一瀬 良平

4. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について 2 番 田崎 芳則 4 番 山上 俊市

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1－13号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1－14号）

日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（受付番号1－12号）

日程第5 議案第4号 非農地証明交付願（受付番号1－11号）

日程第6 議案第5号 非農地証明交付願（受付番号1－16号）

日程第7 報告第1号 農地転用許可不要案件（農業用施設）届出書（受付番号1－15号）

○議 長

皆さん、おはようございます。本日の出席委員は農業委員 11 名、推進委員 3 名であります。会議規則第 7 条の規定の定数に達しておりますので、これより令和 8 年 7 月 27 日の農業委員会総会を開催いたします。日程第 1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第 14 条の規定に基づき、2 番田崎委員、4 番山上委員を指名いたします。日程第 2、議案第 1 号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第 1 号について説明いたします。1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請です。譲受人は西時津郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は 58㎡、市街化調整区域内の農振農用地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲渡人は譲受人より相談があったため、譲受人は自己所有農地に通ずる通路を確保するためです。農作業従事者は 2 名で、従事日数は合計で 220 日、譲受後の譲受人経営面積は 4,358㎡です。2 ページ以降は許可申請書と添付書類です。4 ページをご覧ください。譲受人の作付予定作物は上段 1-2 の(1)に記載していますが、果樹、みかんの栽培をされています。今回取得する農地 58㎡は農業用通路です。農作業従事者数は(3)をご覧ください。経営主である本人と世帯員 1 名の 2 名です。詳細は 5 ページ中段の 4 をご覧ください。本人と妻の 2 人で、あわせて年間 220 日農業に従事します。6 ページをご覧ください。上段「6 周辺地域との関係」につきましては周辺農地と同様の栽培方法を行うため影響は特にはないということです。下段「7 地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して共同利用施設の取り決めや獣害被害対策を行うこととしています。7 ページをご覧ください。「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。8, 9 ページは位置図です。〇〇の南側、〇〇の東側付近です。11 ページは現況写真です。申請地は譲受人の農地につながる農道(園内道)となっています。議案第 1 号の説明は以上です。

○議 長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 号に賛成

の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定します。日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第2号について説明いたします。14ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は久留里郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は西海市西彼町〇〇、〇〇さん、農地は久留里郷〇〇、地目は畑、地積は452㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。贈与による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲渡人は譲受人より相談があったため、譲受人は規模拡大のためです。農作業従事者は3名で従事日数は合計で500日、譲受後の譲受人経営面積は1,390㎡です。15ページ以降は許可申請書と添付書類です。17ページをご覧ください。譲受人の作付予定作物は上段1-2の(1)に記載していますが、野菜やみかんの栽培をされています。今回取得する農地452㎡の一部80㎡は駐車場とする予定です。農作業従事者数は(3)をご覧ください。経営主である本人と世帯員2名の3名です。詳細は18ページ中段の4をご覧ください。本人と妻、子の3人で、あわせて年間500日農業に従事します。19ページをご覧ください。上段「6周辺地域との関係」ですが、地域の農業に与える影響は特にないということです。下段「7地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して共同利用施設の取決めや獣害被害対策を行うこととしています。20ページをご覧ください。「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。21、22ページは位置図です。農地は〇〇の南西側付近です。23ページは現況写真です。現在や遊休農地の状態です。議案第2号の説明は以上です。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○2番

18ページの農作業への従事状況の夫婦の職業が無職となっていますが、年間200日農業に従事しているので農業でいいんじゃないでしょうか。

○事務局

農業でいいと思います。農業に訂正いたします。

○議長

ほかにありませんか。

○ 8 番 遊休農地は売買や賃借などで利用してもらった方がいいとは思いますが、夫婦の年齢が80歳以上なので、今後、農業が続けられるのかというところに不安がありますが、どうでしょうか。

○事務局 確かに夫婦の年齢は高いんですが、今回の案件はこれまで申請はしていなかったんですが、以前から農地を借りられており、息子さんも農業に従事していますので許可申請を受け付けております。

○議 長 ほかにありませんか。ないようでしたら議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第2号は許可することに決定します。日程第4、議案第3号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第3号について説明いたします。26ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請、権利移動を伴う市街化調整区域内農地の転用です。譲渡人は長与町吉無田郷〇〇、〇〇さん、譲受人は浜田郷〇〇、〇〇さんと大阪府守口市八雲東町〇〇、〇〇さんで農地は浜田郷〇〇ほか2筆、地目は田、地積合計は1284㎡、市街化調整区域内の第2種農地で50戸連たん区域内的の農地です。譲受人は申請地を住宅用地として利用すべく申請するものです。権利の種類は売買による所有権移転で権利の期間は永年です。2ページは許可申請書です。「3転用計画」ですが、工事期間は許可日から令和9年3月31日までで、事業内容は棟数、建築面積は未定となっていますが、現在、開発協議などが行われており、道路と専用住宅5区画の土地造成を行う予定です。「7その他参考となるべき事項」としましては、現在、都市計画法第29条の開発許可と同時申請中です。28、29ページは位置図です。申請地は〇〇沿いで、〇〇の西側付近です。31ページは被害防除計画書です。「①(1)造成計画の内容」としましては最高1.8mの盛土を行う予定で、「①(2)被害防除措置」としては、盛土部には擁壁を設置し、道路、ごみ置場、隣接地との境界部分には防護柵を設置予定です。「②近傍農地に影響を及ぼさない措置」としては建物の高さを4.5～8.5m程度とすることで日照不足等のおそれはないとのことです。「②農業用排

水施設の有する機能に支障を生じさせない措置」につきましては雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は公共下水道に接続します。３２、３３ページ以降は現況写真です。現在、申請地は休耕地の状態です。３４ページは土地利用計画平面図です。５区画の宅地と中央に幅員６ｍ道路を通し、道路の中央部は回転広場とする計画です。雨水は中央の道路側溝に集め、町道側溝へ流し、河川へ放流予定となっています。３５ページ以降は、造成計画の縦断図、横断図です。なお、今回の申請地の周囲には農地がありますので、今回の申請者には不動産業者や居住者に対し周囲が農地であり、農作業が行われることについて説明するよう依頼しています。議案第３号の説明は以上です。

○議 長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○９ 番 この案件は５０戸連たん区域で都市計画法の第２９条申請も同時申請中となっているが、農地法第５条許可が早くでることになると思うが、どのようになるのか。

○事務局 今回の案件は農地法の許可審議が早く行われ、許可相当となりますが、都市計画法の許可が出る際に同時に許可を行うこととなります。

○２ 番 開発区域内に里道があるが、どのような取り扱いとなるのか。

○事務局 開発区域内の里道については、用途廃止後、払下げ予定となっています。

○議 長 ほかにありませんか。ないようでしたら、議案第３号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第３号は許可相当とし、県に進達することといたします。日程第５、議案第４号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第４号について説明いたします。４２ページをご覧ください。非農地証明書交付願です。願出人は浜田郷〇〇、〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は田、地積は３．０１㎡、市街化調整区域内の第２種農地です。「２転用した目的及び時期」「３証明を受けようとする物件の状況」に記載されていますが、申請地は公衆用道路の一部として平成１１年４月２日頃から転用されており、現在も公衆用道路の状態です。

「４その他参考となるべき事項」としましては、隣接地の浜田郷〇〇は平成１０年１

1月19日に農地法第5条許可を受け、田から宅地へ転用しており、平成11年4月2日付で登記地目変更が行われておりますが、その際に浜田郷〇〇についても、あわせて転用されていまして、43ページは位置図です。申請地は〇〇沿いで〇〇の西側付近で、先ほどの議案第3号の周辺です。45ページは現況写真です。申請地は狭小地で、既に27年ほど道路として利用されており、隣接地は先ほどの議案第3号により住宅用地へ転用予定であることから、今後も農地としての利用が見込めないため、非農地証明を行うものです。議案第4号については以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第4号は原案どおり決定することといたします。日程第6、議案第5号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第5号について説明いたします。49ページをご覧ください。非農地証明書交付願です。願出人は西海市西彼町〇〇、〇〇さん、農地は先ほどの議案第2号の隣地の久留里郷〇〇、地目は畑、地積は100㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。「2 転用した目的及び時期」「3 証明を受けようとする物件の状況」に記載されておりますが、申請地は昭和47年頃、隣地の久留里郷〇〇に家屋を建設した際に、建物に通じる通路としてコンクリート舗装され、現在も使用されている状況です。当時、転用許可申請が行われていませんでしたが、コンクリート舗装後、50年以上経過し、周囲も宅地と駐車場で今後も農地としての利用が見込まれないため、非農地証明を行うものです。50、51ページは位置図です。農地は〇〇南西側付近です。52ページは現況写真です。申請地のほとんどはコンクリート舗装されている状態です。議案第5号については以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第5号は原案どおり決定することといたします。日程第7、報告が1件あります。事務局は説明をお願いします。

ます。

○事務局

報告事項について説明いたします。報告第1号ですが、55ページをご覧ください。農地転用許可不要案件（農業用施設）届出書です。こちらも先ほどの議案第2号の関連です。届出人は久留里郷〇〇、〇〇さん、農地は久留里郷〇〇、地目は畑、地積は452㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。届出人は農業用車両駐車場を整備するものです。工期は受理通知受取後から令和8年8月31日までです。農業用施設概要ですが、施設名称は農業用車両駐車場、施設数は軽トラック2台分、農業用施設の面積は25㎡、所要面積は回転場・通路を含めて80㎡です。200㎡未満の農業用施設は農地転用許可不要案件となっています。農地は市街化調整区域内の第2種農地です。56ページは届出書です。57ページは位置図です。農地は〇〇の南西側付近です。58ページは現況写真、59ページは利用計画図です。今回の申請地はもと久留里郷〇〇でしたが、分筆し、議案第2号の所有権移転と農業用駐車場の届出をするものです。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○9番

この農地は本日の総会に議案第2号として贈与による所有権移転の許可申請が出されており、この許可を前提に本案件、農業施設整備の届出が提出されているが、どのような取り扱いになるのか。

○事務局

届出は通常は受付日に受理通知を出しますが、今回は所有権移転の許可申請と同時に届出が提出されていますので、総会で許可となった際に、届出の受理通知も発出することとしています。

○9番

本来、所有権移転の許可をもらった後に農業用施設の届出が提出されるべきで、わかりにくいため、今後は翌月の報告とした方がよいのではないかと。

○事務局

今後は翌月の報告としたいと思います。

○議長

ほかにありませんか。ないようでしたら、報告をおわります。以上をもちまして、本日の総会は閉会します。次回は8月25日、火曜日、午前10時から第二庁舎3階

会議室で総会を行います。お疲れさまでした。